

・特定建設作業に係る規制基準

規制内容	区域区分	騒音規制法	振動規制法
敷地境界における基準値	第1号・第2号	85dB以下	75dB以下
作業禁止時間	第1号	19時から7時	
	第2号	22時から6時	
最大作業時間	第1号	1日10時間以内	
	第2号	1日14時間以内	
作業日数	第1号・第2号	連続6日以内	
作業禁止日	第1号・第2号	日曜日・休日	

・区域区分

区域	第1号	第2号
用途地域等	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域（※） 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない地域 上記以外の地域で、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内	工業地域 工業専用地域

※日立市では指定されておられません。

・騒音規制法の指定地域

	指定地域	指定外地域
日立市	市内全地域	なし
旧十王町	工業専用地域以外の地域	工業専用地域

・振動規制法の指定地域

	指定地域	指定外地域
日立市	工業専用地域以外の用途地域	工業専用地域 用途地域の指定のない地域
旧十王町	工業専用地域以外の地域	工業専用地域